

平成23年度 栃木県作業療法士会「事例検討報告会」 実施要項

栃木県作業療法士会教育部では、生涯教育制度現職者共通研修を毎年開催しており、年1～2回の頻度で「事例検討報告会」も開催しています。

現職者共通研修の履修テーマ「10. 事例報告」は、この「事例検討報告会」での症例報告（発表）により履修と認められます。また、履修テーマ「9. 事例検討」の履修方法は「事例検討報告会」での聴講となっています。

今年度の事例検討報告会は1回のみで開催となりますので、参加ご希望の方は、以下の事項をご確認の上、期日までに参加申込をお願いします。

【参加申込資格】

日本作業療法士協会及び栃木県士会の会員であること。

※会費未納者については、受講を認めない。

【対象者】

1. 現職者共通研修「9. 事例検討」「10. 事例報告」の履修には、現職者共通研修「8. 事例検討方法論」を履修済みであることが必須。
2. 現職者共通研修の履修対象者以外の聴講参加は基礎コース2ポイント対象となる。

【事例検討報告会における到達目標】

1. 作業療法における「症例検討」の重要性を理解する。
 - 1) 作業療法研究における「症例検討」の内容を知る
 - 2) 「症例検討(事例検討)」のまとめ方、方法を知る。
2. 「症例検討」の実際を理解する。
 - 1) 「症例報告を視聴する」「症例報告を視聴し、内容を共有する」「自ら症例報告を実施する」過程を経験する。
 - 2) 「自ら症例報告を実施する」に当たり、協会の「事例報告」の様式を知る。
 - 3) 「自ら症例報告を実施する」ために、発表を経験し、指導を受ける。

(社)日本作業療法士協会教育部『生涯教育制度 基礎コース必須研修 新人教育プログラム・現職者研修企画運用マニュアル』より

【開催日、申込について】

開催日：平成23年11月26日(土)、27日(日) 第2回栃木県作業療法学会内

申込締切：事例報告の応募締切 平成23年7月31日(抄録提出は8月31日まで)

※「9. 事例検討」履修希望の方もできる限り申込をお願いいたします。

事例応募及び受講希望者は、県士会からの案内又は県士会HPを確認し、申込を行う。

12事例を募集。基本的に応募順であるが、1領域からの応募が集中した場合は他領域からの応募を優先する場合もある。

申込・問い合わせ先：介護老人保健施設 シルバーケアホームのぞみ 平山

E-mail：minoru@kikuchi-hp.jp FAX：0285-72-3234

【発表までの流れ】

1. 「10. 事例報告」の申込をメールかFAXで行う(7月31日まで)。担当者から申込受諾の返事を受ける。

※連絡をした後、一週間以内に返事が無い場合は、申込先に電話(0285-72-7050)で確認する。
2. 発表者は抄録(事例報告書作成の手引きを参照)A4 2枚を作成し、担当者に提出する(8月31日まで)。
3. 複数の査読者(2～3名)で抄録の確認を行い修正の必要があるかを検討する。
4. 検討した結果(「発表可」「修正後再度確認が必要」)を担当者より発表者に戻す。

※修正の必要がある場合はコメント添付で戻す。

5. 2～4を繰り返し、9月30日までに査読済み抄録と学会誌掲載用レジュメ(A4 1枚)を担当者に提出する。

【発表(事例報告)形式】

すべて口述発表(発表7分、質疑応答8分)。

原則として、PowerPointにて発表する。必要に応じてビデオ機器等の使用を可能とするが、担当者に事前に問い合わせ確認しておく。PowerPointは15枚以内とする。

なお、発表の際使用するPowerPointのデータは11月11日(金)までに担当者に提出を済ませておく。

【座長・査読者について】

日本作業療法士協会・県士会会員であって、5年以上の臨床・教育経験を有し、生涯教育制度基礎コースを修了している者が行う。

【注意事項】

発表及び抄録の提出については、対象者(症例)の同意を得ているものとする。

栃木県作業療法士会 教育部